

平成26年第1回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成26年3月5日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 7番 松 本 正 弘

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
		民生部門理事兼	
理事(総務部門)	寺 前 高 見	健康福祉課長	磯 部 あさみ
事業部門理事兼			
上下水道課長	北 門 康 幸	会 計 管 理 者	喜 多 君美代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
人権同和対策課長	大 星 義 博	産業建設課長	古 川 秀 彦

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について）

日程第 4 議案第 1 号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 2 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 議案第 3 号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 号 安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 6 号 安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 7 号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 8 号 平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について

日程第 12 議案第 9 号 平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

日程第 13 議案第 10 号 平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について

日程第 14 議案第 11 号 平成 26 年度安堵町一般会計予算について

日程第 15 議案第 12 号 平成 26 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 16 議案第 13 号 平成 26 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 18 議案第 15 号 平成 26 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

日程第 19 議案第 16 号 平成 26 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 20 議案第 17 号 平成 26 年度安堵町水道事業会計予算について

日程第 21 議案第 18 号 斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについて

日程第 22 報告第 2 号 平成 26 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会

午前 10 時

議長（山岡 敏） 皆さんおはようございます。

えー、議会の開会前に、政府は、来たる 3 月 11 日に東日本大震災三周年追悼式を国立劇場において執り行われます。

安堵町においても、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、議場内におられます皆様方に御起立いただきまして、黙とうを捧げたいと思います。よろしく御協力お願いいたします。

「黙とう」

（20 秒間 黙とう）

議長（山岡 敏） ありがとうございます。

お直りください。

議長（山岡 敏） ただいまの出席議員 9 名です。

定数に達していますので、平成 26 年第 1 回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（山岡 敏） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆様おはようございます。

ようやく、春の兆しを感じられるようになってまいりました。

今年の冬は寒暖の差が激しく、2 回の積雪に見舞われ、24 年ぶりに奈良県に大雪警報が発令をされました。昔から、東大寺の二月堂のお水取りが終われば、大和路にも春が訪れると言われていています。間もなく、本格的な春の風情が楽しめること

となります。

そんな折、皆様には、公私ともお忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。また、平素は町行政について格別の御高配を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。

さて、去る2月23日に閉幕した「冬季オリンピック・ソチ大会」におきまして、我が国は、冬季五輪では歴代2位の8個のメダルを獲得し、大変な話題となっています。中でも、フィギュアスケートで、羽生結弦選手が、国際大会初の高得点を獲得して金メダルを、また、奈良県御所市出身の平岡 卓選手が、スノーボード・ハーフパイプで、銅メダルを獲得、今後ますますの活躍が期待されているところでございます。

次に、安堵町では、今年1月に東京国際フォーラムで開催された「町イチ！村イチ！2014」に出展し、安堵町の特産品などを紹介してまいりました。11日と12日の二日間で5万2千人の来場者で賑わい、各地の特産品などを買い求める方々で大盛況でした。本町におきましては、特に伝統工芸の灯芯ひきに、多くの方々が関心をもたれ、保存会の方々が、一人一人に親切に手ほどきをしながら、和やかに体験していただいたところでございます。

また、2月8日には、「なら瑠璃絵」と併せて、新公会堂前にて開催されました「あったかもんぐランブリ」に、安堵町の芋煮を出店いたしました。用意していた300食分は短時間で完売し、食された方々から大変好評を得て、「審査員奨励賞」を受賞いたしました。安堵町の名物料理として、今後も広く紹介してまいりたいと考えているところでございます。

加えて、西名阪自動車道の大和まほろばスマートインターチェンジの大阪方面への出入口がいよいよ完成し、今月23日に全面開通する式典が開催されます。この完成により、安堵町への交通アクセスが一層向上し、今後、安堵町は、活気あふれた町に発展していくことと大いに期待しているところでございます。

さて、本日は、平成26年度一般会計予算案、各特別会計予算案を始め、多くの案件を上程いたしております。

それでは、議員の皆様にご審議いただく前に、新年度予算における主要施策の概略を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず1番目に、議会費でございます。

議会費につきましては、積極的な議員活動と住民への広報をしていただくための必要な経費を計上いたしました。

2番目に、総務費でございます。

防犯対策といたしまして、また、環境にも留意して、防犯灯のLED化を進めていく経費、本年7月の広報、広報誌発行500号を記念し、今後より充実した広報誌を作成するための経費、ええまち安堵メール配信システム等の住民サービスに欠かせない情報の管理及び発信に要する経費や、住民法律相談等の住民の安心・安全を確

保するための経費、住民の移動手段を確保するためのコミュニティバスの運行及び公共タクシーの助成事業等の経費を計上いたしました。

3 番目に、民生費でございます。

今回提案しております「安堵町乳幼児医療費助成条例」の一部改正にも関連しますが、乳幼児医療費の対象者拡充に要する経費、生産人口の増加を図るための、「転入世帯への家賃補助事業」に要する経費、また、高齢者福祉に要する経費、子ども・子育て支援新制度策定に伴う経費を始めとする児童福祉に要する経費、第4期障害者福祉計画策定業務や総合支援法改正に伴うシステム改修など障害者福祉に要する費用を計上いたしました。

4 番目に、衛生費でございます。

母子保健事業や、健康増進事業、各種検診事業、各種予防対策事業、塵芥処理事業及びし尿処理事業等、必要な事業費を計上いたしました。

5 番目に、農林水産業費でございます。

農業振興に要する経費、農道整備に要する諸経費を計上いたしました。

6 番目に、商工費でございますが、大和まほろばスマートインターチェンジの全面開通に伴い、産業の振興と観光面での安堵町の情報発信に必要な経費等を計上いたしました。

7 番目に、土木費でございます。

社会資本整備総合交付金事業を活用した、安全・安心な道路と橋梁を維持するための経費、地域の実情や時代の流れに対応した都市計画の見直しを行うための基礎調査実施に要する経費、町営住宅の管理に係る経費、土地開発公社からの公共用地買い戻しに要する経費、下水道事業に係る一般会計からの繰出金等を計上いたしました。

8 番目に、消防費でございます。

消防操法大会参加に要する必要経費の他、消防・防災に係る費用を経費を計上いたしました。

9 番目に、教育費でございます。

中学校給食施設の建設工事につきましては、本議会最終日に御提案させていただく予定でございますが、それ以外の準備に要する経費を始め、日常の教育行政を進めていくための経費、カルチャーセンター管理運営に係る経費、小・中学校における運営経費、歴史民俗資料館の運営及び文化行政の推進のための経費等を計上いたしました。

10 番目に、災害復旧費でございます。

災害、これは、災害時に備えての予算措置でございます。

11 番目に、公債費でございますが、町債の償還に必要な額を計上いたしました。

12 番目に、諸支出金でございますが、これは、「財政調整基金」、「減債基金」、「公営住宅管理運営基金」、「消防賞じゅつ基金」、「ふるさと基金」の預金利子等によ

る積立金でございます。

そして、予備費でございますが、歳出予算総額の0.40%程度1187万8千円を計上いたしております。

以上が一般予算でございます。一般会計予算でございます。

次に特別会計予算についてでございますが、国民健康保険特別会計に9億2090万円の予算で、前年度比990万円、1.09%の増でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計に218万円の予算で、前年度比マイナス34万5千円、13.66%の減でございます。

下水道事業特別会計に2億7120万円の予算で、前年度比990万円、3.79%の増でございます。

介護保険特別会計（保険事業勘定）に5億9940万円の予算で、前年度比2860万円、5.01%の増でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計に7940万円の予算で、前年度比300万円、3.93%の増となっております。

以上、それぞれの特別会計に予算計上を行いました。

御存知のように特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと考えております。また、この定例会では、交付金の決定による財源更正の平成25年度補正予算、専決処分の承認案件が1件、人事案件が2件、条例の一部改正が5件、平成25年度補正予算案件が3件、区域外下水道施設の本町住民の利用に関する案件が1件、平成26年度予算の案件と合わせて、合計20件を御提案させていただいております。

なお、詳細につきましては、その都度担当より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

議長（山岡 敏） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議、会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番島田正芳議員、6番松田和代議員を指名します。

議長（山岡 敏） 次に日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から18日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から18日までの14日間とすることに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第3 報告第1号 「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」を議題とします。

本案につき議案提、えー、議案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

〔堀川総合政策課長 登壇〕

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

総合政策課の堀川です。よろしくお願いいたします。

それでは報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）御説明させていただきます。

本補正につきまして、今年度、当初予算に計上しておりました町単独事業、これは農道整備事業でございますが、に充てるために、えー、地方元気臨時交付金に係る事業として、実施計画を提出し、国の採択が得られましたので、財源更正を行なうものでございます。したがって、今回の補正による予算総額の増減はございません。また、本事業に係る交付金の決定が12月13日にありましたので、12月20日の専決処分とさせていただきました。

それでは詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目12.地域活性化・雇用創出臨時交付金で2299万5千円の増額。これは地域の元気臨時交付金による増額でございます。

款 1 7.繰越金、項 1.繰越金、目 1.繰越金で、同額の 2 2 9 9 万 5 千円の減額で調整させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款 5.農林水産費、項 1.農業費、目 1.土地改良事業費

補正額は 0 円。これは先ほど歳入の部で説明したとおり、事業に係る財源を補正財源の内訳欄のとおり、一般会計から国庫支出金に更正させていただきました。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて(平成 2 5 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 5 号) について)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 5 号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 2 6 年 3 月 5 日報告

安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 5 号)を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日専決

安堵町長 西本安博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 2 5 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 5 号)

平成 2 5 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

次の 2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款 1 3.国庫支出金、項 2.国庫補助金

補正前の額 6 7 2 8 万 9 千円、補正額 2 2 9 9 万 5 千円、計 9 0 2 8 万 4 千円。

款 1 7 . 繰越金、項 1 . 繰越金

補正前の額 1 億 5 7 8 4 万 3 千円、補正額 マイナス 2 2 9 9 万 5 千円、計 1 億 3 4 8 4 万 8 千円。

歳入合計

補正前の額 3 1 億 1 4 8 8 万円、補正額 0 円、計 3 1 億 1 4 8 8 万円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出の部

款 5 . 農林水産費、項 1 . 農業費

補正前の額 7 0 2 6 万 1 千円、補正額 0 円、計 7 0 2 6 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 3 1 億 1 4 8 8 万円、補正額 0 円、計 3 1 億 1 4 8 8 万円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

御審議・御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号は原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第４ 議案第１号 「安堵町教育委員会委員の任命につき
同意を求めることについて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

〔近藤総務課長 登壇〕

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

総務課の近藤でございます。

えー、それでは、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

現在、安堵町教育委員は５名おられます。その内の森内優子委員から、平成２６年３月３１日をもっての辞任願が提出されました。

これを受け、森内委員の後任として、■■■在住の岡田治子氏を新たに教育委員に任命したいと考えております。

[illegible]

なお、岡田氏の任期は森内委員の辞任に伴う残任期間となることから、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までとなります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 1 号

安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年3月5日提出

安堵町長 西本安博

記

住 所 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

氏 名 岡田治子

■■■■■■■■■■以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

全員でございます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり同意されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第５ 議案第２号 「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて」 議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

〔近藤総務課長 登壇〕

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第２号は原案のとおり同意されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第６ 議案第３号 「安堵町税条例の一部を改正する条例
について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、中野税務課長。

〔中野税務課長 登壇〕

税務課長（中野彰宏） おはようございます。

えー、税務課中野です。よろしくお願いします。

それでは議案第３号安堵町税条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

えー、本改正につきましては、えー、地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）が平成２５年３月３０日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２５年政令第１７３号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成２５年総務省令第６６号）が６月１２日に公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行なうものでございます。

５枚目、新旧対照表を御覧ください。

第３３条第５項におきましては、地方税法の号ずれによる修、文言の修正でございます。第４７条の２第１項につきましては、文言の修正と、次のページ２ページになりますが、上段、第１号で、６５歳以上の特別徴収の対象となる年金所得者の除外規定を削除し、年金受給者の納税の利便を図るため、一定の要件のもと特別徴収を継続することをできることとしたものでございます。

第47条の5第1項につきましては、仮特別徴収税額の算定の見直しで、えー、年金支給額や所得控除適用の変化に伴い、年税額が前年より大きく変動した場合、本徴収税額と仮徴収税額にばらつきが生じる、生じますので、年間の徴収税額の平準化を図るために、仮特別徴収税額を前年度の個人の町民税の2分の1に相当する額という、するものでございます。これに伴う税負担の増減はございません。

附則第3条の2第1項及び3ページ、附則第4条の2におきましては、引用法律番号を削除し、4ページ、次の4ページ、附則第6条第4項、附則6条の2第4項及び5ページ、附則第7条の4におきましては、引用条文のずれ及び新設された条文の追加によりまして、整理するものでございます。

5ページから7ページにおきまして、附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、公社債の利子所得を追加、えー、分離課税に、対象に追加されたことに伴う所要の整備でございます。

7ページ、附則第19条、それから、8ページ、新設されました附則第19条の2につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきまして、株式等を一般株式等と上場株式等に組み替えしたことに伴う所要の整備でございます。

それから、旧の附則第19条の2から、13ページ、旧の附則第20条まで、また、16ページ下段ですけれども、第70、えー、旧の附則第20条の3、それから21ページ、旧の附則20条の5につきましては、課税標準の計算の細目を定めるもので、地方税法に明記されているため、条例で規定すべき性格ではないことから削除するものでございます。

15ページに戻っていただきまして、旧の附則第20条の2につきましては、附則第20条に改正し、条項削除による引用条項の条ずれに伴う整理を行なうものでございます。

18ページ、旧の附則20条の4につきましては、附則第20条の2に改正しまして、条項の削除及び引用条項のずれに伴い、文言の整理及び条約適用配当等に係る分離課税に公社債の利子所得を対象に追加したことに伴うものでございます。

21ページ、附則第21条及び第21条の2につきましては、地方税法の項ずれによりまして、引用条項を整理するものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号

安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出

安堵町長 西本安博

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます

ます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第7 議案第4号 「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） おはようございます。

ただいまより議案第4号安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

まず、改正理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行

令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行なうものでございます。

まず、改正内容といたしまして、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度となりました。また、公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分され、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税となり、損益通算できる範囲を公社債等にまで拡大され、公社債等の譲渡所得等の非課税制度は撤廃となります。この改正の引用部分についての文言整理の改正をいたすものでございます。

また、附則第 13 項、第 14 項の一部に健康保健、国民健康保険税条例の準則とそぐわない部分がありましたので、準則のとおりに整理するものでございます。

それでは新旧対照表により、御説明申し上げます。

3 枚目を御覧ください。新旧対照表 1 ページでございます。

附則第 3 項、えー、見出しも含めますが、その中で配当所得を配当所得等に改めます。続きまして、附則第 6 項の見出し中、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「第 35 条の 2 第 6 項」を「第 35 条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改めます。

続きまして新旧対照表 2 ページを御覧ください。

附則第 7 項を次のように改めます。

上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につきまして、改正案のとおり地方税法改正に伴い整理いたすものでございます。

続きまして附則第 8 項及び附則第 9 項を削り、附則第 10 項を附則第 8 項といたします。

続いて新旧対照表 3 ページを御覧ください。

附則第 11 項を削り、附則第 12 項を附則第 9 項といたします。

附則第 13 項中におきましては、条番号、項番号を整理いたします。

続きまして新旧対照表 4 ページを御覧ください。

附則第 14 項中におきまして、文言整理並びに条番号の整理を行ないます。

続きまして附則第 15 項を削ります。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 号

安堵町国民健康保健税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保健税条例（昭和 26 年安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第８ 議案第５号 「安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

〔堀口住民課長 登壇〕

住民課長（堀口善友） 失礼します。

それでは議案第５号安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきま

して御説明申し上げます。

改正理由としましては、平成２６年度から奈良県乳幼児医療費助成事業が拡大されることに伴い、安堵町乳幼児医療費助成条例を一部改正するものでございます。

主な内容としまして、現行の奈良県乳幼児医療費助成事業の県基準対象者は出生から６歳の就学前まででございますが、２６年４月より入院に限り６歳就学後から１５歳中学卒業までを新たに県基準対象者として拡大されることとなりました。これを受けまして、名称も「安堵町乳幼児医療費助成条例」から「安堵町子ども医療費助成条例」に改め、条例の一部を改正するものでございます。

それでは新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

題名を、「安堵町乳幼児医療費助成条例」を「安堵町子ども医療費助成条例」と改め、同じく第１条中、「乳幼児」を「子ども」に改め、同条の２中、え一、下線部分、「者」を「子どもをいい、「就学児」とは、乳幼児以外の子ども」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加えます。

この条例において、子どもとは、出生の日から１５歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

同じく第２条中、下線部分「乳幼児」を「子ども」に改め、同じく第３条中、下線部分「乳幼児」を「子ども」に改め、「おける医療費」の次に下線部分の文言を追加する改正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第５号

安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町乳幼児医療費助成条例（昭和４８年安堵村条例第１３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成２６年３月５日提出

安堵町長 西本安博

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これから議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 続いて日程第9 議案第6号 「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長(大星義博) はい、議長。

議長(山岡 敏) 大星人権同和対策課長。

[大星人権同和対策課長 登壇]

人権同和対策課長(大星義博) おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第6号安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由といたしまして、本条例の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正されたため、同法を引用している本条例を同法の趣旨に鑑み、一部改正するものです。

詳細を新旧対象により説明させていただきます。

1 ページお願いいたします。

目次中、第3章、「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同じく、第5条第1号、ク中、下線部分、「被害者の保護」を「被害者の保護等」に改め、同条ク中、下線部分「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する

関係にある相手からの暴力を受けた者で」に文言を追加。

同号ク（ア）中、配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の次に下線部分の文言を追加。同じく、配偶者暴力防止等法第5条の次に下線部分の文言を追加します。

2ページをお願いいたします。

同号ク（イ）中、配偶者暴力防止等法第10条第1項の次に下線部分の文言を追加し、同条第2号中、下線部分「第3項若しくは」を「第3項又は」に改めるものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅管理条例（平成9年安堵町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出

安堵町長 西本安博

本文については割愛させていただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） これから。

討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第 10 議案第 7 号 「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

〔近藤総務課長 登壇〕

総務課長（近藤善敬） えー、それでは議案第 7 号安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の一部施行が平成 26 年 4 月 1 日に行われます。

これに伴い「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の、第 5 条第 10 項が削除され、項番号が 1 項繰り上がります。

安堵町消防団員等公務災害補償条例中に、この法律の当該条項を引用していることから、これを変更するための改正でございます。

議案書の最後のページ、新旧対照表を御覧ください。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中、下線部、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 7 号

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年安堵村条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第 7 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第 11 議案第 8 号 「平成 25 年度安堵町一般会計補正
予算（補正第 6 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

〔堀川総合政策課長 登壇〕

総合政策課長（堀川雅央） それでは、えー、議案第 8 号平成 25 年度安堵町一般会計補
正予算（補正第 6 号）について説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、歳出については大きく分けて三つございます。

一つは、平成 25 年度勸奨退職者並びに職員昇格等による人件費の各款、項、目
における増減。

二つ目は、国民年金制度、児童福祉制度及び障害者支援制度の改正に伴う国民年金電算システム改修、子ども・子育て支援システム構築及び障害者福祉システム改修に係る委託費の増額。

三つ目は、本年度から、小泉苑団地が公共下水道供用開始となるため、当初予算では、下水道接続件数の伸びを考慮し、し尿処理件数が大幅に減少すると見込んでいましたが、現実的には予想を下回り、必要処理費の確保のため増額補正するものでございます。

歳出につきましては、本年度の、あ、歳入につきましては、本年度の地方交付税は当初想定していたよりアベノミクス成長戦略の影響により、増額補正するものでございます。また、今回の、歳出補正に伴う特定財源の増額補正、西和消防組合の解散に伴う精算金の増額補正、臨時財政対策債の発行可能額の減による減額補正、歳入歳出調整による繰越金の減額補正でございます。

これらにより、歳入歳出それぞれ1756万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を31億3244万6千円といたします。

なお、児童福祉制度の改正に伴う子ども・子育て支援新制度事業は、まだ具体的な事業内容が決定されていないため、平成26年度へ繰越事業とさせていただきます。

また、下水道事業特別会計の流域下水道事業建設負担金が繰越事業となるため、この一般財源分につきましても、平成26年度へ繰越事業とさせていただきます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書12ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款1.議会費から款3.民生費の項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費までは人件費の増減補正でございます。その下の、同項、目2.国民年金事務取扱費につきましては、国民年金制度の改正に伴う当町の国民年金電算システム改修に要する経費の増額補正で、この事業につきましては全額、国庫委託金を充てさせていただきます。

次の13ページをお願いいたします。

同項、目3.老人福祉費につきましては、人件費の減額補正でございます。

同項、目9.自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法の改正並びに児童福祉法施行令の改正に伴う障害者福祉システムの改修費用の増額補正でございます。このシステム改修に要する経費については、2分の1は国庫補助金を充てさせていただきます。

同款、項2.児童福祉費につきましては、児童福祉制度改正に伴う子ども・子育て支援システム構築事業に要する経費600万円を増額補正するもので、このうち433万7千円は県補助金に、残りの166万3千円に一般財源を充てさせていただきます。

同款、項3.人権対策費から款4.衛生費、項2.清掃費、目1.塵芥処理費までは人

件費による減額補正でございます。

次の１４ページをお願いいたします。

同項、目２.し尿処理費におきましては、本年度小泉苑団地の公共下水道接続に伴い下水道接続件数の増を考慮し、し尿処理件数の大幅な減を見込んでいましたが、現実的には予想を下回り、必要処理費の確保のため８５５万６千円増額補正するものでございます。

款５.農林水産費から次の１５ページ款９.教育費、項６.保健体育費までは人件費による増額補正でございます。

次の款１２.諸支出金、項１.基金費、目１.財政調整基金費から、次の１６ページ、目４.消防賞じゅつ金基金費までは、基金の預金利率の変更により各基金に積立てるための増額補正でございます。

同項、目５.ふるさと基金費は、ふるさと寄附金の増額により基金に積立てるための増額補正でございます。

９ページにお戻りください。

歳入の部の説明に移らさせていただきます。

款９.地方交付税、項１.地方交付税、目１.地方交付税におきましては、本年度地方交付税額は、当初予定していたよりアベノミクスの成長戦略により７０９２万８千円を増額補正するものでございます。

款１２.使用料及び手数料、項２.手数料、目２.衛生費手数料におきましては、し尿汲取手数料の３４万９千円の増額補正でございます。

款１３.国庫支出金、項２.国庫補助金、目１.民生費国庫補助金におきましては、障害者福祉システム改修に伴う経費の２分の１の額１１４万４千円の増額補正でございます。

同款、項３.国庫委託金、目２.民生費国庫委託金におきましては、国民年金制度に、の改正に伴う、国民年金電算システム改修に要する経費５２万５千円の増額補正でございます。

次の１０ページをお願いいたします。

款１４.県支出金、項２.県補助金、目２.民生費補助金におきましては、児童福祉制度改正に伴う子ども・子育て支援システム構築事業に要する経費の県負担分、えー、県補助金４３３万７千円の増額補正でございます。

款１５.財産収入、項１.財政運用収入におきましては、各基金の銀行預金の利子の変更により８７万千円の増額補正でございます。

款１６.寄附金、項１.寄附金、目２.ふるさと寄附金におきましては、寄附者の増による寄附金４万円を増額補正するものでございます。

款１７.繰越金、項１.繰越金、目１.繰越金におきましては、歳入歳出の調整を行ない７１３９万８千円の減額補正でございます。

次のページ、１１ページをお願いいたします。

款 18.諸収入、項 3.雑入、目 1.雑入におきましては、この 3 月で西和消防組合が解散いたしますので、この解散に伴う精算金 2956 万 9 千円の受け入れのため、増額補正でございます。

款 19.町債、項 1.町債、目 1.臨時財政対策債の発行許可額の減により 1880 万円の減額補正でございます。

歳入につきましては以上でございます。

最後に、繰越金、繰越事業について御説明させていただきます。

6 ページにお戻りください。

児童福祉制度の改正に伴う子ども・子育て支援新制度事業は、まだ具体的な事業内容が決定されていないため、600 万円を平成 26 年度へ繰越事業とさせていただきます。

また、下水道事業特別会計の流域下水道事業建設負担金が繰越事業となるため、その一般財源分 10 万円も平成 26 年度へ繰越事業とさせていただきます。

これらによりまして、第二表のとおり 610 万円を繰越明許費とさせていただきます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 8 号

平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規程に基づき、平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）

平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1756 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 3400、3244 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

平成 26 年 3 月 5 日提出

次の２ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

地方交付、あ、款 ９.地方交付税、

１ 番（森田 瞳） 議長。

もう、２ページ、３ページ結構です。

繰越明許いってください。

もう説明賜ったんでいいと違いますか。

議長（山岡 敏） それで説明いけますか。

総合政策課長（堀川雅央） それでよろしいでしょうか。

議長（山岡 敏） 一応説明求めます。

総合政策課長（堀川雅央） どこまでか忘れました。

えーと、第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部

款 ９.地方交付税、項 １.地方交付税

補正前の額 １３億 ３１００万円、補正額 ７０９２万 ８千円、計 １４１９万、あーすみません、１４００、１４億、すみません、１４億 １９２万 ８千円。

款 １２.使用料及び手数料、項 ２.手数料

８４１万 １千円、あ、すみません。補正前の額 ８４１万 １千円、補正額 ３４万 ９千円、計 ８７６万円。

款 １３.国庫支出金、項 ２.国庫補助金

補正前の額 ９０２８万 ４千円、補正額 １１４万 ４千円、計 ９１４２万 ８千円。

同款、項 ３.国庫委託金

補正前の額 ２８４万 ４千円、補正額 ５２万 ５千円、計 ３３６万 ９千円。

款 １４.県支出金、項 ２.県補助金

補正前の額 ７４２１万 ９千円、補正額 ４３３万 ７千円、計 ７８５５万 ６千円。

款 １５.財産収入、項 １.財産運用収入

補正前の額 ４１万 ５千円、補正額 ８７万 ２千円、計 １２８万 ７千円。

款 １６.寄附金、項 １.寄附金

補正前の額 ３０万円、補正額 ４万円、計 ３４万円。

款 １７.繰越金、項 １.繰越金

補正前の額 1 億 3 4 8 4 万 8 千円、補正額マイナスの 7 1 3 9 万 8 千円、計 6 3 4 5 万円。

次のページ、3 ページお願いいたします。

款 1 8. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1 3 1 2 万円、補正額 2 9 5 6 万 9 千円、計 4 2 6 8 万 9 千円。

款 1 9. 町債、項 1. 町債

補正前の額 3 億 5 3 2 0 万円、補正額 1 8 8 0 万円、計、あ、マイナス 1 8 8 0 万円、計 3 億 3 4 4 0 万円。

歳入合計

3 1 億 1 4 8 8 万円、補正額 1 7 5 6 万 6 千円、計 3 1 億 3 2 4 4 万 6 千円。

次の 4 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款 1. 議会費、項 1. 議会費

補正前の額 7 6 9 5 万 6 千円、補正額マイナス 1 9 万 3 千円、計 7 6 7 6 万 3 千円。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 3 億 8 2 4 4 万 7 千円、補正額 2 2 6 万 6 千円、計 3 億 8 4 7 1 万 3 千円。

同款、項 2. 徴税費

補正前の額 6 6 8 3 万 3 千円、補正額 1 0 8 万 1 千円、計 6 7 9 1 万 4 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 8 9 9 1 万円、補正額 2 千、あ、すいません、2 3 9 万 8 千円、計 4 億 9 2 3 0 万 8 千円。

同款、項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 7 千百、あ、すいません、2 億 7 7 1 6 万 5 千円、補正額 6 0 0 万円、計 2 億 8 3 1 6 万 5 千円。

同款、項 3. 人権対策費

補正前の額 5 6 8 2 万 3 千円、補正額マイナスの 3 3 万 8 千円、計 5 6 4 8 万 5 千円。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費

補正前の額 2 億 5 2 8 6 万 2 千円、補正額 7 3 7 万 7 千円、計 2 億 6 0 2 3 万 9 千円。

款 5. 農林水産費、項 1. 農業費

補正前の額 7 0 2 6 万 1 千円、補正額マイナスの 7 万 8 千円、計 7 0 1 8 万 3 千円。

款 7. 土木費、項 1. 土木管理費

補正前の額 4 7 4 7 万 5 千円、補正額 6 8 万 9、あ、マイナスの 6 8 万 9 千円、計 4 6 7 8 万 6 千円。

同款、項 4. 住宅費

補正前の額 4 1 4 4 万 7 千円、補正額マイナスの 2 1 万 7 千円、計 4 1 2 3 万円。

次の 5 ページをお願いいたします。

款 9.教育費、項 1.教育総務費

補正前の額 3 億 1 5 3 7 万円、補正額 7 4 万 2 千円、あ、マイナス 7 4 万 2 千円、計 3 億 1 4 6 2 万 8 千円。

同款、項 5.社会教育費

補正前の額 4 9 9 9 万円、補正額マイナスの 1 5 万 5 千円、計 4 9 8 3 万 5 千円。

同款、項 6.保健体育費

補正前の額 2 9 9 3 万 9 千円、補正額マイナス 5 万 6 千円、計 2 9 8 8 万 3 千円。

款 1 2.諸支出金、項 1.基金費

補正前の額 5 8 万 6 千円、補正額 9 1 万 2 千円、計 1 4 9 万 8 千円。

歳出合計

補正前の額 3 1 億 1 4 8 8 万円、補正額 1 7 5 6 万 6 千円、計 3 1 億 3 2 4 4 万 6 千円。

次のページ以降の、第二表 繰越明許費及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます、御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

1 番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） 私今、堀川課長に予算の、補正予算の質問に関して、先だって予算の説明会の中では、具体的に説明していただきました。それでもって、今回最初のほうの説明の中で、項目ごとに詳しく説明いただきました。その後改めて戻ってこの、予算補正説明していただいたわけでございますねけども。

私は、かえって款ごとに、款の説明で十分こと足りるんじゃないかなと、今日の本日の本会議はですよ、というような思いもいたしましたので、ちょっと途中でもって意見を挟んだというところでございますので、えらい失礼いたしました。

議長（山岡 敏） はい、森田議員のおっしゃることも、今後検討していきたいと思います。

議長（山岡 敏） それでは、ただいまの件で質疑ございますか。

1 番（森田 瞳） はい。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） 今、補正予算説明していただきました。ちょっと若干教えていただきたい項目ございます。

1 4 ページ、し尿処理費でございますけども、今回補正で 8 5 5 万 6 千円の補正を計上されております。堀川課長のほうから今日の説明の中で、2 回にわたって小泉苑地区の思ったよりも下水道完備が進まなかったという説明がございました。この 8 5 5 万 6 千円なにかしの補正を今回、いたるに至ると。これは要するにし尿処理費でございます。し尿処理費がそれだけ増えたわけですね。思う、目測誤りということの説明やったでしょ、当初予算の中で。

当初予算の目測誤りの中で、これだけの誤りがあったというのは、これ、あの小泉苑を強調されてるけども、小泉苑だけなんですか。ちょっとその辺のことをお聞きしたい。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川政策課長。

総合政策課長（堀川雅央） はい。

すいません。森田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

当初、小泉苑団地の接続に関して、今後供用開始がなされるということで、このデータからみて接続件数というか、し尿処理件数が大体大きく減っているという部分があったので、それを基に今年度の算定をさせていただいたんですけども、たぶん、接続はどんどん進んでいるんですけども、その見込みがあまりにも大きすぎたということで、その部分の差額とさせていただいて、8 0 0 万ほどの補正をさせていただきたいと思います。以上です。

1 番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） 今の説明では、私、あまりその小泉苑、小泉苑とおっしゃったけども、これは安堵町全体での目測違いということも若干いろいろと集合してるわけでしょ。

総合政策課長（堀川雅央） そうです。

1 番（森田 瞳） そこをしっかりと私は聞きたい。そこをね。

だから今ちょっと私、問うたことに関して小泉苑だけではないということでおっしゃった。これ私、先回の一般質問の中でも、公共的な下水道のほうへの移設ということに関しては、お願いはしたところでございます。

色々と関係部局で調整を図っていただいて、その後、公共的な建物についての加入ということも、計画はしていただいているものと私はそう理解はしておりますけども、やはりこのような補正をかかってきたということについては、非常に、躊躇なく加入をされておれば、もっとこのやっぱり処理費も少なく済んだんじゃないかなという思いもいたしましたので、今後、この辺のことにつきましては、当初予算で目測の誤りということとは、あまり誤差の生じないように。

そしてまた、決めた計画ということにつきましては、予算を執行していただけるようお願いいたします、私の質問終わります。

議長（山岡 敏） はい、それでは、質疑討論含めてございませんか。

議長（山岡 敏） はい、ないようでございますので、これより議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第12 議案第9号 「平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀口住民課長。

〔堀口 住民課長 登壇〕

住民課長（堀口善友） 失礼いたします。

議案第9号平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）につきまして御説明申し上げます。

この補正につきましては、1点目でございますが、この度、後期高齢者支援金の拠出金の額が確定し、予算に不足が生じることになったことによる補正でございます。2点目でございますが、国民健康保険療養給付費等負担金が確定され、超過交付となったため、返還金が生じ、それに伴う補正でございます。それでは予算書8ページを御覧ください。

歳出でございます。

款3.後期高齢者支援金等、項1.後期高齢者支援金等、目1.後期高齢者支援金等で、補正額が642万4千円でございます。

続きまして、款9.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.償還金におきまして、補正額が1161万2千円でございます。続きまして、8ページ、7ページの歳入を御覧ください。

歳入

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金。

補正額が205万5千円の増額補正でございます。

続きまして、同款.項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金におきまして、57万8千円の増額補正でございます。

続きまして款5.県支出金、項2.県補助金、目1.県財政調整交付金におきまして、57万8千円の増額補正でございます。

続きまして款8.諸収入、項1.雑入、目2.歳入欠陥補填収入で、1482万5千円の増額補正でございます。

それでは、議案書のほうを朗読させていただきます。

議案第9号

平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出

安堵町長 西本安博

予算書の第1ページを御覧ください。

議案第9号

平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1803万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6673万5千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成２６年３月５日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページを御覧ください。

２ページ、第一表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入におきまして、

款２.国庫支出金、項１.国庫負担金で、

補正前の額１億４１４５万７千円、補正額２０５万５千円、計１億４３５１万２千円。

同款、項２.国庫補助金

補正前の額６４３２万８千円、補正額５７万８千円、計６４９０万６千円。

款５.県支出金、項２.県補助金

補正前の額６０９３万３千円、補正額５７万８千円、計６１５１万１千円。

款８.諸収入、項１.雑入

補正前の額５４３６万２千円、補正額１４８２万５千円、計６９１８万７千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額９億４８６９万９千円、補正額１８０３万６千円、計９億６６７３万５千円でございます。

続きまして、３ページの歳出を御覧ください。

款３.後期高齢者支援金等、項１.後期高齢者支援金等

補正前の額１億１４６３万６千円、補正額６４２万４千円、計１億２１０６万円。

款９.諸支出金、項１.償還金及び還付加算金

補正前の額３６万円、補正額１１６１万３千円、計１１９７万２千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額９億４８６９万９千円、補正額１８０３万６千円、計９億６６７３万５千円でございます。以下の事項別明細書等につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第 9 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 引き続き日程第 13 議案第 10 号 「平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、北門事業部門理事。

〔北門事業部門理事 登壇〕

事業部門理事（北門康幸） おはようございます。北門でございます。

よろしくお願いします。

それでは議案第 10 号平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について提案理由を説明させていただきます。

先ほど堀川総合政策課長が説明いたしました議案第 8 号と関連いたしております。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、繰越明許費でございます。奈良県において平成 25 年度の流域下水道事業の推進に伴い、補正予算要求された額を全額繰越明許費要求されるため、精算が平成 26 年度となり、安堵町負担分の市町村建設負担金についても、繰越明許費要求するものです。歳入歳出総額は変更ございません。

それでは、議案第 10 号を朗読させていただきます。

議案第 10 号

平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、平成２５年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）を別紙のとおり提出する。

平成２６年３月５日提出

安堵町長 西本安博

資料の１ページ御覧ください。

議案第１０号

平成２５年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）

平成２５年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第一表 繰越明許費」による。

平成２６年３月５日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページ御覧ください。

第一表 繰越明許費

款１.下水道事業費、項２.下水道建設費

事業名 流域下水道事業費

金額１６０万円、合計１６０万円。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第１０号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） えー、次の日程第１４ 議案第１１号 平成２６年度安堵町一般会計予算について、日程第１５ 議案第１２号 平成２６年度安堵町国民健康保険特別会計予算について、日程第１６ 議案第１３号 平成２６年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、日程第１７ 議案第１４号 平成２６年度安堵町下水道事業特別会計予算について、日程第１８ 議案第１５号 平成２６年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定予算について、日程第１９ 議案第１６号 平成２６年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第２０ 議案第１７号 平成２６年度安堵町水道事業会計予算について、以上、一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算の７議案を一括議題とします。

ただいま議題としました７議案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川総合政策課長。

〔堀川総合政策課長 登壇〕

総合政策課長（堀川雅央） それでは、議案第１１号から議案第１７号、平成２６年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について一括して御説明させていただきます。

国におきましては、平成２６年度の地方財源の確保への対応については、平成２５年度と同様に通常収支分と東日本大震災分を区分して整理し、一般財源総額については、社会保障充実分等を含め平成２５年度の水準を１．０％、６０００億円ほど上回る６０兆３０００億円を確保されました。地方交付税につきましては、地方税収の現状を踏まえて一部縮小しつつ１６兆８０００億円を確保され、臨時財政対策債は５兆６０００億円、合わせて２２兆４０００億円、前年度よりも３．４％、

８０００億円ほどの減となる見込みでございます。

地方におきましても、地域主権改革による権限移譲への取組、また、地域活性化子育て施策等の継続的な取組、社会保障費関連の自然増、公債費の高水準に対応しつつ経費全般について徹底した節減合理化に引き続き努め、行財政運営の効率性、透明性を高めるよう求められております。

当町におきましても、この厳しい財政状況を踏まえてではありますが、第４次安堵町総合計画に基づいて優先的に行うべき事業につきましては予算化いたしました。歳入財源の厳しい中ではございますが、繰越金、繰入金を活用し予算編成を行ったところでございます。

議案第１１号、一般会計予算でございますが、歳入から御説明いたします。町税におきましては、前年度に比べて軽自動車税、たばこ税は若干増となるものの、町民税、固定資産税は給与所得者の減少や土地評価の下落により減となり１８００万円ほど大体２．５２％減収となる見込みでございます。地方交付税交付金におきましては、消費税率のアップにより１５００万円ほどの増収となる見込みでございます。地方交付税におきましては、地域元気創造事業の創設等により１億１６００万円ほど８．７％ほどの増を見込んでおります。県支出金につきましては、緊急雇用創出事業補助金の減により５２００万円ほど３０．６％ほどの減を見込んでおります。町債におきましては、国の臨時財政対策債抑制施策の影響により発行許可額が減少し、作年度より１億９００万円４０．２４％の減収を見込んでおります。財源不足につきましては繰越金及び財政調整基金の取り崩しによる繰入金の活用により予算の確保に努めて、努めたところでございます。

歳出につきましては、法の改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費につきましては、節減合理化に努めながらも行財政運営について効率かつ透明性を高め、住民サービスの質の向上に努めるよう予算編成を行ったところでございます。

一般会計予算の総額は２９億２８００万円で前年度に比べ６９００万円の減額２．３％の減となっております。それでは予算書１ページをお願いいたします。

標題及び総額の第１条第１項のみを朗読させていただきますので御了承ください。

議案第１１号

平成２６年度安堵町一般会計予算

平成２６年度安堵町一般会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２９億２８００万円と定める。

次に特別会計でございます。８１ページをお願いいたします。

議案第１２号の国民健康保険特別会計予算の総額は９億２０９０万円で、後期高齢者支援金等の増により前年度に比べ９９０万円の増額１．０９％の増となっております。それでは一般会計同様標題及び総額の第１条第１項のみを朗読させていただきます。

だきます。

議案第 12 号

平成 26 年度安堵町国民健康保険特別会計

平成 26 年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 2 0 9 0 万円と定める。

次に 1 0 1 ページをお願いいたします。

議案第 13 号の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は 2 1 8 万円で、完しょう、すみません、償還のピークが過ぎたことにより公債費が減となったため、昨年度に比べ 3 4 万 5 千円の減額 1 3 . 6 6 % の減となっております。

それでは先ほどと同様議案書を朗読させていただきます。

議案第 13 号

平成 26 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 26 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 1 8 万円と定める。

次に、1 0 9 ページをお願いいたします。

議案第 14 号の下水道事業特別会計予算の総額は 2 億 7 1 2 0 万円で、事業量の増により前年度に比べ 9 9 0 万円の増額 3 . 7 9 % の増となっております。

それでは先ほどと同様に議案書の朗読をさせていただきます。

議案第 14 号

平成 26 年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成 26 年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7 1 2 0 万円と定める。

次に 1 2 5 ページをお願いいたします。

議案第 15 号の介護保険特別事業、あ、すみません。介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の総額は 5 億 9 9 4 0 万円で保険給付費の増で、前年度に比べ 2 8 6 0 万円の増額 5 . 0 1 % の増となっております。

それでは先ほどと同様議案書を朗読させていただきます。

議案第 15 号

平成 26 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成 26 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 9 9 4 0 万円と定める。

次に１４５ページをお願いいたします。

議案第１６号の後期高齢者医療特別会計予算の総額は７９４０万円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増で、前年度に比べ３００万円の増額３．９３％の増となっております。それでは先ほどと同様議案書の朗読をさせていただきます。

議案第１６号

平成２６年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成２６年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７９４０万円と定める。

最後に議案第１７号別冊になっております水道事業会計予算でございます。

１ページをお願いいたします。

支出ベースで第３条中第１款水道事業費におきまして２億９０万円。

続いて２ページをお願いいたします。

第４条中第１款資本的支出で７２９０万円を計上いたしました。総額は２億７３８０万円で事業量の増により前年度対比８．５６％の増となっております。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は４８億１０８万円で前年度より１７９４万５千円０．３７％の減でございます。

以上、平成２６年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより議案第１１号から第１７号までの７議案について総括疑問に、質問に入ります。質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 総括質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） お諮りします。

議案第１１号 平成２６年度安堵町一般会計予算については、議長を除く９名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は、議長を除く９名の委員で構成する「一般会計予算審査

特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（山岡 敏） 続いて、議案第１２号から議案第１７号までの特別会計と水道事業会計予算の６議案については、議長を除く９名の委員で構成する「特別会計等予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって議案第１２号から第１７号までの６議案は、議長を除く９名の委員で構成する「特別会計等予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 只今１１時４８分です。

暫時休憩を取らせていただきます。

〔議長、局長 打合せ中〕

議長（山岡 敏） あの一、案件があとわずかですので引き続いてやって行きたいと思いますので、只今１１時５０分ですが、１０分間休憩を取らせていただいて１２時から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

（暫時休憩）

１１時５０分

１１時５９分

議長（山岡 敏） 少し時間早いですけど、皆お揃いでございますので、休憩に引き続き、再開します。

先程の一般会計予算審査特別委員会及び特別会計等予算審査特別委員会における正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会

委員長に松田和代議員、同じく副委員長に森田 瞳議員です。

特別会計等予算審査特別委員会

中本、委員長に中本幸一議員、同じく副委員長に福井保夫議員です。

以上、よろしくお願いします。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第 21 議案第 18 号 「斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについて」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 北門事業部門理事。

〔北門事業部門理事 登壇〕

事業部門理事（北門康幸） それでは議案第 18 号、斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについての提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページの図面を御覧ください。

赤色に着色部分の安堵町行政区域新家、桃源地区の公共下水道整備の計画につきましては、斑鳩町に区域外流入させていただくことになっており、斑鳩町が整備を行った下水道管へ接続予定でございます。また当区域については地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定による斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供する協議を行い、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは議案第 18 号を朗読させていただきます。

議案第 18 号

斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについて

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により安堵町は斑鳩町と協議の上斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについて同条第 3 項の規定により議会の議決を求めます。

平成 26 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

記

1 安堵町住民の利用に供させる斑鳩町公共下水道施設の位置

①斑鳩町阿波 3 丁目 196 番 6 地先

②斑鳩町阿波 3 丁目 186 番 2 地先

③斑鳩町阿波 3 丁目 164 番地先

④斑鳩町阿波 3 丁目 86 番 1 地先

⑤斑鳩町興留１０丁目１０４番１地先

２ 安堵町から斑鳩町公共下水道施設に流入する区域

安堵町笠目５１９番地先から７６２番地先まで

３ 流入区域見取り図

別添のとおりでございます。

４ 利用条件

利用する斑鳩町公共下水道施設の維持管理に関する経費の負担については、その都度協議する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第１８号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第２２ 報告第２号 「平成２６年度安堵町土地開発公社
予算の報告について」議題とします。

提出者の報告を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

〔古川産業建設課長 登壇〕

産業建設課長（古川秀彦） それでは、報告第2号平成26年度安堵町土地開発公社予算について報告させていただきます。

まず予算書1ページの事業計画書をお開きください。

公有地の売却事業でございますが、平成26年度におきまして東安堵小集落地区事業用地としまして1800万5千円の売り払いを計画しております。

続きまして2ページを御覧ください。公有地の取得事業でございますが、平成26年度はございません。次に3ページを御覧ください。

平成26年度土地開発公社の収支予算でございます。この中で第2条収益的収入及び支出の予算は、収益的収入が1800万7千円、これは土地売却収入1800万5千円と公社設立基金500万円の受取利息2千円でございます。収益的支出が1800万5千円で、これは公有地取得事業原価でございます。続きまして第3条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が74万円、これは平成26年度の利子補給金です。資本的支出が1874万5千円、これは事業外費用の銀行への償還金1800万5千円と支払利息74万円でございます。第2条、第3条の事項別明細書につきましては、それぞれ5ページから10ページに記載しております。なお、予算損益計算書と予算貸借対照表の説明につきましては先ほどの説明と重複する部分が多々ありますので省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度安堵町土地開発公社予算の報告について説明させていただきました。

それでは、報告第2号平成26年度安堵町土地開発公社予算の報告について朗読いたします。

報告第2号

平成26年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成26年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

平成26年3月5日報告

安堵町長 西本安博

よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) 質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) 本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による
議会への報告でございますので、御承認(※承諾)願いたいと思います。

議長(山岡 敏) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでございました。

散 会

午後0時08分
